**山陽小野田市立中学校における部活動の方針**

**令 和 元 年 7 月**

**山陽小野田市教育委員会**

**山陽小野田市立中学校における部活動の方針**

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 ２０１９年　７月２９日

　山陽小野田市教育委員会

**方針策定の趣旨**

　　この方針は、義務教育である中学校段階の運動部活動及び文化部活動を主な対象とし、生徒にとって望ましいスポーツ及び芸術文化等の実施環境を構築する観点に立ち、運動部活動及び文化部活動が次の点を重視して、地域、学校、分野、活動目的等に応じた多様な形で最適に実施されることを目指す。

○　学校全体として部活動が持続可能な指導・運営に係る体制を構築すること。

○　生徒の自主的、自発的な参加により行われ、学校教育の一環として教育課程と

の関連を図り、合理的でかつ効率的・効果的に取り組むこと。

○　生徒の生活全体を見渡して、休養日や活動時間を適切に設定するなど生徒のバランスの取れた生活と成長に配慮すること。

**１　適切な運営のための体制整備**

1. 部活動の方針等の作成等

①　校長は、本方針に則り、毎年度、「学校の部活動に係る活動方針」を策定す

る。

②　部活動顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並

びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）

を作成し、校長に提出する。

③　部活動顧問は、毎年度、部活動運営（活動時間・場所、参加予定の大会

及び年間の経費等）について、保護者生徒に明示し、理解を得ること。

その際、保護者説明会等、適切な機会を設けて説明することが望ましい。

④　校長は、上記①の「活動方針」及び②の「年間活動計画」を学校のホームペ

ージに掲載する等により公表する。

1. 指導・運営に係る体制の構築

①　校長は、生徒や教員の数、校務分担の実態を踏まえ、指導内容の充実、生徒の安全の確保、教員の長時間勤務の解消等の観点から円滑に持続可能な部活動を実施できるよう、適正な数の運動部及び文化部を設置する。

②　校長は、部活動顧問の決定に当たっては、校務全体の効率的･効果的な実施　に鑑み、教員の他の校務分掌を勘案した上で行うなど、適切な校務分掌となるよう留意するとともに、学校全体としての適切な指導、運営及び管理に係る体制の構築を図る。

③　校長は、毎月の活動計画及び活動実績の確認等により、各部の活動内容を把

握し、生徒が安全に活動を行えるよう、また、教員の負担が過重にならないよう、適宜、指導・是正を行う。

**２　合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組**

（１）校長及び部活動顧問は、部活動の実施に当たっては、生徒の心身の健康管理（障害、外傷、熱中症の予防やバランスの取れた学校生活への配慮等を含む）、事故防止（活動場所における施設・設備の点検や活動における安全対策等）及び体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。

（２）部活動顧問は、生徒のバランスの取れた健全な成長の確保の観点から休養を適切に取ることが必要であること、過度の練習が生徒の心身に負担を与え、必ずしも体力や能力の向上につながらないこと等を正しく理解するとともに、生徒の体力、能力の向上や、生涯を通じてスポーツや芸術文化等に親しむ基礎を培うことができるよう、生徒とコミュニケーションを十分に図り、生徒がバーンアウトすることなく技能や記録の向上、大会等での好成績等それぞれの目標を達成できるよう、合理的で効率的・効果的な練習を積極的に導入し、休養を適切に取りつつ、短時間で効果が得られる指導を行う。

　　　 また、専門的知見を有する保健体育担当の教員や養護教諭等と連携・協力し、

発達の個人差や成長期における体と心の状態等に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

**３　適切な休養日等の設定**

（１）休養日の設定

①　学期中

ア　週当たり２日以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも１日、土曜日及び日曜日（以下、「週末」という。）は、少なくとも１日以上を休養日とする。週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。）

イ　中学校体育連盟又は中学校文化連盟等が主催する大会等の前に、数週間にわたり休日（土･日･祝日）に連続した活動が必要となる場合は、部活動顧問は保護者の理解及び校長の許可を得た場合に限り、休養日を他の日に振り替えて必要な活動をすることができる。

　　その際、校長は、生徒や部活動顧問にとって負担が過重なものにならないよう十分に配慮する。

②　長期休業中

　　　　　上記の「①　学期中」に準じて休養日を設ける。また、長期休業の趣旨に照らして、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動（家族・地域で過ごす等）を行うことができるよう、ある程度長期の休養期間（オフシーズン）を設ける。

　　　　　なお、学校閉庁日及び年末年始（１２月２９日から１月３日）は休養日

　　　　とする。

（２）活動時間

　　　１日の活動時間は、長くとも、平日は２時間程度、学校の休業日（学期中の

週末を含む）は３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。

**４　部活動における安全管理と事故防止について**

（１）健康状態の把握

　　①　健康観察を適切に行い、体調がすぐれない生徒に対しては無理をさせず、活動内容を制限するか、休ませるなど適切な対応を取る。

　　②　日頃から自分の健康管理について関心をもたせ、活動中は適度な休養と水分等の補給に留意させる。

　　③　健康診断等で異常が見られたり、既往症のある生徒については、医師の指示に従うとともに、養護教諭や学級担任、保護者等との連絡を密にし、健康状態について常に把握しておく。

（２）施設・設備用具の安全点検と指導

　　①　活動場所や使用器具等の整備・点検に努め、生徒にも使用前の安全確認の習慣化を図る。

　　②　施設・用具を正しく使用するとともに、その施設・器具・用具に内在する危険性（例えば、可動式サッカーゴール、バスケットゴールの転倒など）に留意し、事故が起きないよう注意して使用するよう指導する。

（３）天候や気象を考慮した指導

　　①　活動時の熱暑環境や気象条件に留意する。特に、高温・多湿化においては、適切な水分の補給や健康観察を行い、熱中症事故の防止に十分留意する。

　　　※暑さ指数（ＷＢＧＴ）に応じた全校体制での判断

　　　②　暴風や雷等に対して、練習の中止や中断の判断が的確に行えるよう、情報の収集に努めるとともに、判断基準を明確にしておく。

（４）事故発生時の対応

　　①　緊急時保護者連絡先やかかりつけの病院等を事前に把握しておく。（特に校外での活動時）

　　②　事故発生時の対応については、危機管理マニュアルや救急対応に関する教職員共通理解事項等に従い、迅速・的確に対応する。

　　③　生徒にも部活動を通して応急手当や心肺蘇生法やＡＥＤの使用等に関する指導を行うとともに、事故発生時の行動の仕方についても指導しておく。